

報告事項 1（意見聴取）

平成 30 年 2 月定例府議会提出予定の議案について

平成 30 年 2 月定例府議会に提出予定の、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案について、次のとおり報告し、委員会に意見を求める。

平成 30 年 2 月 16 日

○予算案

- 1 平成 30 年度大阪府一般会計予算の件（教育委員会関係分）
- 2 平成 29 年度大阪府一般会計補正予算の件（教育委員会関係分）

○事件議決案

- 1 大阪府公立高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸付金に関する債権放棄の件

○条例案

- 1 大阪府立学校条例一部改正の件
- 2 府費負担教職員定数条例一部改正の件
- 3 大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件
- 4 大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件
- 5 大阪府文化財保護法に基づく事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件

<参考>

○今後の予定

- | | |
|------------|---|
| 2 月 16 日以降 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく知事からの意見聴取 |
| 2 月 22 日 | 意見聴取に対する回答期限 |
| 2 月 23 日 | 2 月定例府議会本会議開会 |

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

確かな学びを育む学校づくり推進事業費

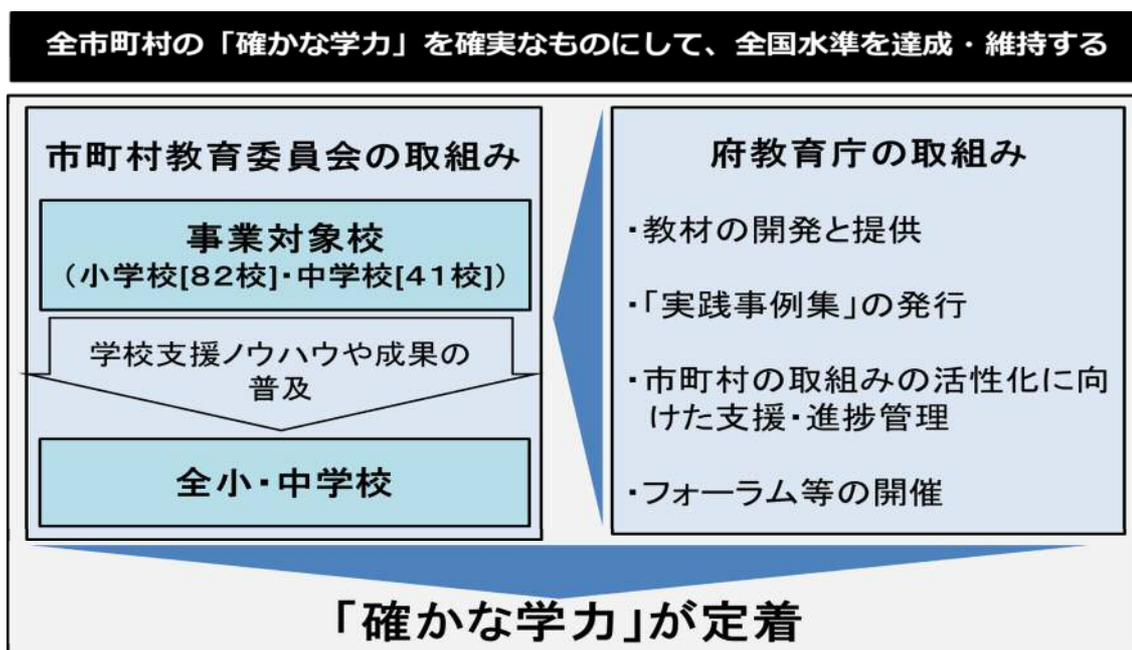
【事業目的】

府内公立小・中学校のうち、学力向上に積極的に取り組む学校を指定し、学校全体で言語活動を充実させ、より一層の授業改善をすすめるなど、子どもたちに「学びに向かう力」を育み「確かな学力」の定着を図る。

【平成30年度当初予算額】 19,076千円（大阪教育ゆめ基金活用）

【事業内容】

- (1) 対象 府内82小学校、41中学校を事業対象校として指定
(政令市を除く)
- (2) 期間 2018（平成30）年度～2021年度
- (3) 内容
 - ① 事業対象校は、担当教員を位置づけ、「学校活性化計画」（学力向上に向けた具体的な取組みや目標等を記載した年間計画）を基に、府提供教材等を活用して、学力課題の解決に取り組む。
 - ② 市町村教育委員会は、事業対象校を当該市町村の拠点校として位置づけ、支援を行い、取組みのノウハウや成果を所管全校に普及・定着させ、学力向上につなげる。
 - ③ 府教育庁は、教材開発と提供、教材を活用した「実践事例集」を発行する。
 - ④ 府教育庁訪問支援チームは、市町村教育委員会の行う学校支援の取組みを活性化するための支援と進捗管理を行う。
 - ⑤ フォーラム等を開催し、事業対象校の優れた取組み等を府内の小・中学校に普及する。



高校における英語力の養成

【事業目的】

府立高校7校に対し、SET（Super English Teacher）によるTOEFL iBTを扱った授業を導入し、府立高校生の英語4技能（読む・聞く・話す・書く）の引き上げを行う。

また、高校生の英語4技能の中で最も改善が必要とされるスピーキング力を向上させるため、スピーキング教材とスピーキングテストの開発、またスピーキング指導を推進する教員育成を行い、全府立高校において授業改善を図る。

さらに、平成30年度から、ネイティブ英語教員を府立高校30校目標に順次配置する。

【平成30年度当初予算額】 18,322千円

【事業内容】

(1) 骨太の英語力養成事業費 4,937千円

TOEFL iBTを扱った授業を導入し、高校3年間で英語4技能を英語圏の大学で修学できるレベルに引き上げる。

- ・対象：7校
- ・事業内容：SET（Super English Teacher）によるTOEFL iBT授業、英語科教員対象の研修（22校）など

スケジュール



※SET ・TOEFL iBT等を活用した英語教育の授業を担当、指導方法・教材開発、人材育成
 ・特定任期付職員として採用（任期は、原則3年）

※ネイティブ英語教員 ・高度な言語活動を含む4技能統合型授業により高い英語力及び論理的思考力を養成

（平成30年度から）・一般教員として定年まで任用（定数内）

- ・「骨太の英語力養成事業」対象校、国際教養科設置校（5校）含め30校目標に順次配置
- ・教員免許の有無は問わない（特別免許を付与）

(2) 英語教育推進事業費 13,385千円

CEFR※に応じたスピーキング教材とスピーキングテストを開発し、全府立高校に提供する。また、スピーキング指導を推進する教員育成により英語科教員の指導力を高める。

- ・対象：府立高校
- ・事業内容：スピーキング教材及びスピーキングテスト開発、英語科教員対象の研修、大阪府英語教育施策検討会議（仮称）など
 （※CEFR…語学力のレベルを示す国際標準規格）

子どもの体力づくりサポート事業費

【事業目的】

- ・運動やスポーツをすることが「楽しい・好き」という子どもを増やし、幼少期から運動習慣を確立させ、体力向上をめざす。
(平成29年度までは小学3、4年生を対象、平成30年度は幼少期を対象)
- ・教員の指導力向上を図る。

【平成30年度当初予算額】 3,190千円（大阪教育ゆめ基金活用）

【事業内容】

1 外部指導者（専門家）が幼児及び小学校低学年を指導（7カ所）

小学校とその近隣の幼稚園、保育所が協力して体力づくり、運動習慣の定着に取り組む学校園に、専門的な技術指導力を備えた外部指導者を派遣し、その指導方法を授業等で系統的に活用することで、子どもの体力向上を図る。

2 学校園行事などでのダンス・体操取り組み支援（9市町村）

府が作成したダンス・体操ツールを定着させ、子どもたちの自発的な運動を推進するため、指導者を派遣する。

3 市町村指導者育成研修会（3回）

教員の授業力向上を図るため、これまでのサポート事業のノウハウをまとめた実践事例集を活用した研修会を市町村指導主事や講師となる教員を対象に実施する。

4 新体力テスト実施支援のため大学生等を派遣

大学生等を地域の小学校に派遣し、子どもに新体力テストの種目の基本動作等の説明や意識づけを行い、子どもの持つ能力を最大限に発揮させられるよう支援する。

小中学校生徒指導体制推進事業費

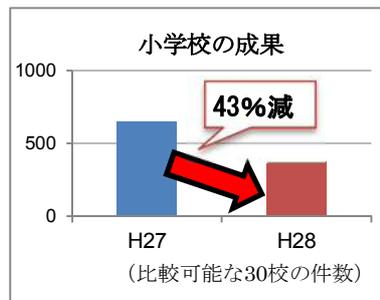
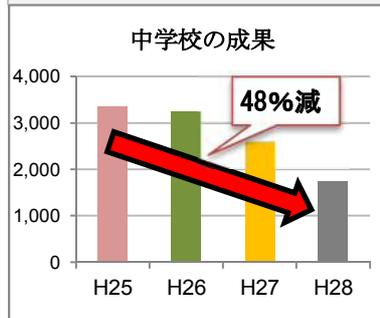
【事業目的】

府内小中学校の千人当たりの暴力行為の発生件数は極めて深刻な状況〈※〉。生徒指導のノウハウを小中学校で共有することにより、中学校区での指導体制を整え、府内における生徒指導上の課題を減少させる。

〈※〉 暴力行為発生件数/千人（H28）

【小学校 全国 3.5件 府 5.4件】
【中学校 全国 9.2件 府 21.2件】

府域事業実施校暴力行為発生件数



【平成30年度当初予算額】 350,743 千円

【事業内容】

(1) 対象：暴力行為発生件数が多い府内 125 中学校区（政令市を除く）

(2) 期間：2017（平成29）年度～2019年度

(3) 内容：

- ① 中学校区単位による生徒指導体制の確立
 - ・ 中学校125校に、非常勤講師（18時間）を配置
 - ・ 課題の大きい小学校80校に、小学校アドバイザー（校長OB）やSSWサポーター（教員OB等）を配置
- ② 府教育庁による訪問指導・助言
- ③ 市町村における地域や関係機関と連動した支援の実施

府の支援

中学校 ◇非常勤講師（125校）

小学校

◇小学校アドバイザー（校長OB）（10校）
◇SSWサポーター（教員OB等）（70校）

【SSWサポーターの役割】

SSWとの連携のもと、日常的な関わりによる支援（週3回）

- ・ 児童への個別指導や支援、保護者への支援
- ・ 教員への指導・助言

市町村の取組み

- 福祉部局と連携した支援体制の構築
- 実施校の実情に応じた支援人材の配置
- 定期的な訪問による進捗管理及び指導助言
- 域内の小中学校への事業効果の普及

課題を抱える生徒フォローアップ事業費

【事業目的】

貧困をはじめとする課題を抱える生徒が多く在籍する学校において、課題を早期発見し、福祉、医療等の社会資源へつなげることで学校への定着を図り、中退者を減少させる。

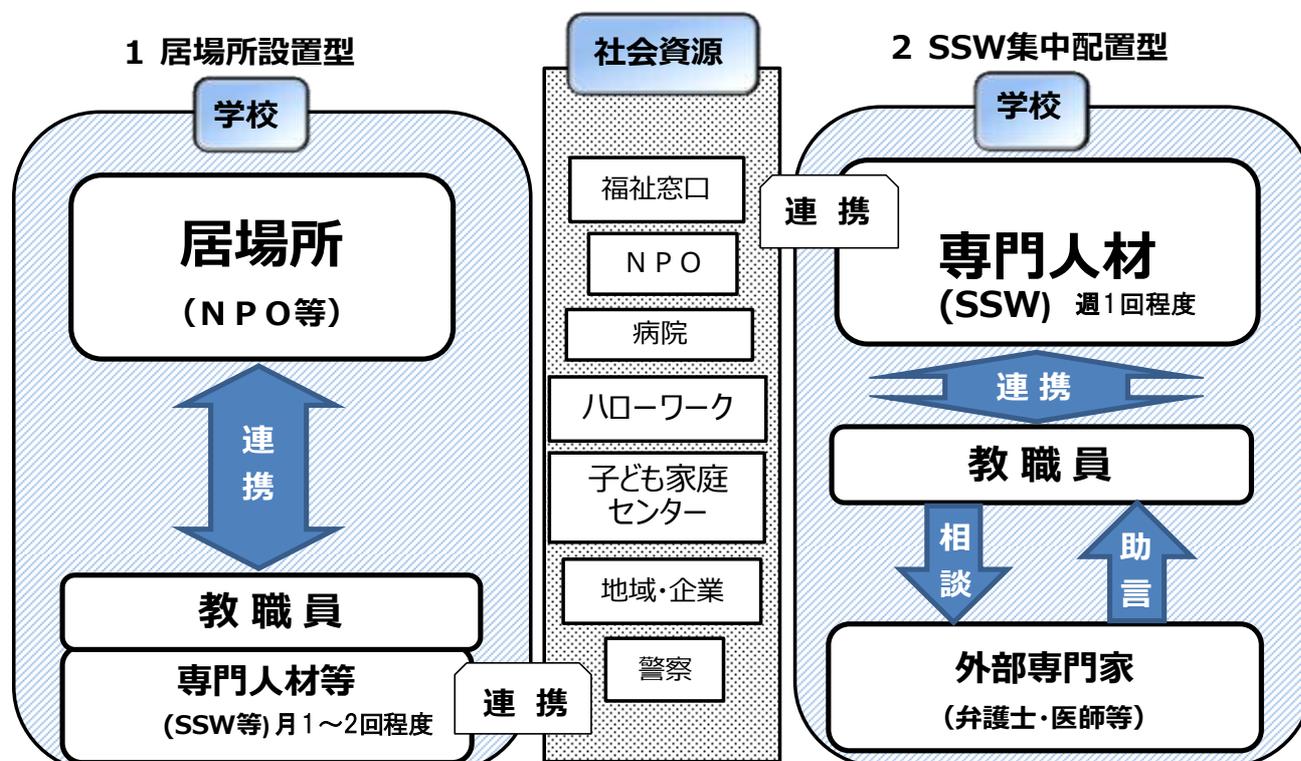
生徒の抱える課題は様々であるため、学校のニーズに適切に応えるべく、①居場所*設置型と②スクールソーシャルワーカー（以下：SSW）集中配置型で取組む。

※学校生活で孤立するなど、課題を抱える生徒が気軽に訪れ、外部の人と話をすることができる NPO 等が運営する場所。

【平成30年度当初予算額】 19,770千円

【事業内容】

- 1 居場所設置型：民間支援団体（NPO 等）と連携して居場所を設置し、支援が必要になりそうな生徒を早期発見し、登校の動機づけを SSW と共に行う。
- 2 SSW 集中配置型：SSW を集中的に配置し、外部専門家の助言を受けながら、教職員との連携により生徒を支援する。



府立高等学校再編整備関連事業費

【事業目的】

「大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画」(H26～30 年度)に基づき、府立高校の再編整備を推進する。

【平成 30 年度当初予算額】 233,156 千円

【事業内容】

(1) 府立高等学校再編整備事業費 《一部新規》 227,570 千円

①機能統合による再編整備の推進《新規》 4,506 千円

柏原東高校と長野北高校の特色ある取組みをそれぞれ八尾翠翔高校と長野高校に継承・発展させる機能統合を実施するため、必要となる施設整備を行う。

[教育委員会会議 (H29. 11. 17) 議決：機能統合により再編する学校>

- ・柏原東高校が大阪教育大学との間で培ってきた緊密な連携関係（大学生による進学向け講習の学習補助など）を八尾翠翔高校へ継承。
- ・長野北高校が取り組んできた「郷土学」やあいさつ運動への参画など地域と連携した実践を長野高校へ継承。

(理由) 柏原東高校、長野北高校の在籍生徒の主たる居住地の行政区における今後の中学校卒業生数が減少傾向にあることから、志願者数の改善が見込めない状況。機能統合という手法で再編整備を行うことが最も教育的効果を高めることになる判断した。

<八尾翠翔高校>

- ・グループラーニングルームの整備

大教大の学生や地元中学生等と連携した授業に活用するための部屋を整備

- ・文化交流室の整備 等

大教大の留学生と茶道や生け花など日本文化の体験活動を通じた交流を行うための部屋を整備

<長野高校>

- ・地域連携ルームの整備

地域住民（乳幼児と保護者、高齢者等）との交流体験型授業を実施するための部屋を整備

- ・図書室の機能の充実

「郷土学」の授業のグループ発表に活用（ICT 機器配備）

②その他 223,064 千円

- ・エンパワメントスクール（8 校）の運営

H30 開校 2 校（淀川清流・和泉総合）の施設整備・教具調達、SSW 等の配置など

- ・総合学科及び普通科専門コース設置校への改編

実習室等の整備、専門科目用・進学支援用教具等の調達など

- ・閉校関連業務 等

H30 年度末の開校（西淀川）に伴い必要となる教材教具の移設、薬品等の処分、記念室の設置等

(2) 能勢高等学校再編整備事業費 5,586 千円

- 豊中高校能勢分校へのネット教室の導入

本校・分校間の授業、行事などの連携・交流をより効果的に行う手法として「ネット教室」を導入・運用する。

- ① ネット教室用機器リース料及び通信回線使用料（7 か月分）

- ②豊中高校能勢分校の教室改修



部活動指導員配置事業費<<新規>>

【事業目的】

- ・教員の時間外勤務を軽減することを目的に、部活動の指導や大会への引率を行う部活動指導員を府立学校にモデル的に配置する。
- ・国の補助金事業を活用することにより、部活動指導員を中学校に配置する市町村に対して補助を行う。

【平成30年度当初予算額】 16,842千円

【事業内容】

1 府立学校への部活動指導員の配置（10名）

府立学校 10校に対しモデル配置する。

2 部活動指導員を配置した市町村への補助（16名）

国の補助事業の要件を満たす部活動指導員を配置した市町村に対して、補助対象額の1/3の補助を行う。

（国が示す部活動指導員の職務）

- 実技指導
- 安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- 学校外での活動（大会・練習試合等）の引率
- 用具・施設の点検・管理
- 部活動の管理運営（会計管理等）
- 保護者等への連絡
- 年間・月間指導計画の作成
- 生徒指導に係る対応
- 事故が発生した場合の対応

平成30年度 事業概要（教育庁）

（一般会計）

事業名	H30財務部長内示額 H30知事復活要求額 (H29当初予算額)	摘 要
	千円	
<市町村とともに小・中学校の教育力を充実します>		
中学生学び チャレンジ事業費	271,713 — (258,152)	生徒の学力状況を把握、分析・検証することにより、学習内容の着 実な理解と教育活動（指導・評価）の改善・充実に生かすとともに、 府内における調査書の評定の公平性を担保することを目的に中学生を 対象とした学力調査を実施する。
確かな学びを育む 学校づくり推進事業費 (大阪教育ゆめ基金活用)	19,076 — (45,820)	府内82小学校・41中学校を事業対象校に指定し、子どもたちに 「学びに向かう力」を育み、「確かな学力」の定着を図る。 【1-4ページ主要事業1 参照】
習熟度別 指導推進事業費 (一部再掲)	(教職員定数で計上)	府内小・中学校の児童生徒の学力向上を図るため、学校の状況にあ わせて、習熟度別指導を行う。 ○小学校（3年生以上）—国語・算数・理科・外国語 ○中学校—国語・数学・理科・外国語

事業名	H30財務部長内示額 H30知事復活要求額 (H29当初予算額)	摘要
千円		
<公私の切磋琢磨により高校の教育力を向上させます>		
骨太の英語力養成事業費	4,937 — (12,308)	府立高校生の英語4技能（「読む」「聞く」「話す」「書く」）を、高校3年間で英語圏の大学で修学できるレベルに引き上げるため、府立高校7校においてTOEFL iBTを扱った授業を行う。 【1-5ページ主要事業2 参照】
英語教育推進事業費	13,385 — (12,795)	高校生の英語4技能の中の最も改善が必要とされるスピーキング力を向上させるため、全府立学校において授業改善を図るとともに、「大阪府英語教育施策検討会議（仮称）」を設置し、専門的な見地から調査や検討を行う。 【1-5ページ主要事業2 参照】
外国語指導員等による語学指導充実費	435,049 — (434,928)	外国語教育を充実し、英語等によるコミュニケーション能力や国際感覚豊かな高校生を育成するため、府立高等学校への英語指導等を行う外国人英語指導員の配置及び語学学校等に勤務する外国人英語講師の派遣を行う。 ○外国人英語指導員の配置〔NET〕 78名 ○外国人英語講師の派遣〔T-NET〕 54校
グローバルリーダーズハイスクール支援事業費	29,214 — (30,111)	グローバルリーダーズハイスクールにおいて、知識を基盤とするこれからのグローバル社会をリードする人材を育成する。また、各校が実施する特色ある取組みを支援するとともに、外部有識者による評価を行う。
実業教育充実事業費	20,065 — (47,231)	将来の大阪の産業を担う技術者として工科高校等の生徒を育成するために、老朽化により精度が低下した設備や安全性の確保が困難な設備の更新や、企業との連携による技術・技能研修を実施する。
長期入院生徒学習支援事業費	6,346 — (6,346)	病気・ケガなどによる入院のために長期間登校できないが、就学の意味を強く持ち学習意欲がある生徒の学習を支援する。
就学支援金関連事業費	33,764,614 — (34,447,627)	○高校生就学支援金事業費 府内の高校に在籍する年収が概ね910万円未満世帯の生徒の授業料に充てるため就学支援金を支給する。また、本事業の補完として、府立高校で留年により修業年限までに卒業できなかった就学支援金対象者のうち、所定の要件を満たし12か月以内に卒業の見込みがあると校長が認めるものに対し授業料を免除する。 ○高校生奨学給付金事業費 高校生を扶養する府内在住の非課税世帯の保護者に対して、授業料以外の教育費負担を軽減するため、奨学給付金を支給する。 ○特別支援教育就学奨励扶助費 特別支援学校高等部に在籍する生徒の保護者などの経済的負担を軽減するため、ICT機器購入費等の就学奨励費を支給する。

事業名	H30財務部長内示額 H30知事復活要求額 (H29当初予算額)	摘要
広報強化推進事業費 (大阪教育ゆめ基金活用)	千円 15,293 — (15,293)	進学フェアを開催し、中学3年生やその保護者に各校の魅力をアピールするとともに2019年度入学者選抜制度について説明を行う。
併設型中高一貫校 運営事業費 (一部再掲)	24,854 — (13,590)	府立中学校（併設型中高一貫校）の運営を行う。
府立中学校校 入学選抜費	1,704 — (1,897)	府立中学校（併設型中高一貫校）の入学者選抜を実施する。
府立高等学校再編 整備事業費	227,570 — (286,327)	府立高等学校の再編整備を推進する。 ○エンパワメントスクールの設置運営 エンパワメントスクールの設置運営にあたり、生徒支援を充実するためのSSW等の専門人材の配置、「学び直し」「わかる授業」を徹底するための無線LAN環境整備、生徒の進路に応じた専門科目の充実に必要な実習設備等の整備等を行う。 ○閉校関連業務 閉校に伴い必要となる教材教具等の移設や薬品等の処分を行う。 ○機能統合による再編整備 再編整備対象校の特色ある取組みを統合先となる高校に継承し、教育内容のさらなる充実・発展のために必要となる施設整備を行う。 ○普通科総合選択制から総合学科、普通科専門コース設置校への改編 総合学科、普通科専門コース設置校への改編にあたり、生徒の希望する進路を実現するために必要となる実習設備や進学支援用教具等の整備を行う。 【1-9ページ主要事業6 参照】
能勢高等学校再編 整備事業費	5,586 — (3,147)	府立能勢高校の分校化に伴い、本校・分校間の効果的な連携を図るため、ネット教室の運用を行う。 【1-9ページ主要事業6 参照】
社会人等活用推進費	136,898 — (136,293)	地域や社会で活躍する優れた技能や専門的な知識を有する人を「学校支援人材バンク」に登録し、指導者として学校教育に広く活用する。 ○学校支援社会人等指導者の活用（高等学校、支援学校） ○特別非常勤講師の活用（高等学校）

事業名	H30財務部長内示額 H30知事復活要求額 (H29当初予算額)	摘要
千円		
<障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援します>		
府立支援学校 通学バス運行事業費	2,818,344 — (2,710,633)	○通学バス297台
市町村医療的ケア 体制整備推進事業費	55,610 — (68,614)	小・中学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒に対応するため、看護師を配置する市町村に対し、その経費の一部を助成する。
市町村医療的ケア 実施体制サポート事業費 《 新 規 》	12,627 — (0)	医療的ケアに関する講習会等の実施や学校看護職の普及・啓発、及び医療的ケアを必要とする児童生徒の転入学に必要な施設改修等の整備を行う市町村に対する初期費用の経費の補助。
高度医療サポート 看護師配置事業費	14,059 — (8,304)	府立支援学校に在籍する高度な医療的ケアを必要とする児童生徒に対応するため看護師を配置する。
医療的ケア実施体制 構築事業費	3,384 — (2,561)	府立支援学校において、看護師・教員が安全安心に医療的ケアを必要とする幼児児童生徒に対応できるよう、校内実施体制の充実を図る。
福祉・医療関係 人材活用事業費	7,397 — (7,397)	府立支援学校における教育の充実を図るため、福祉医療関係の専門的な知識のある人材を特別非常勤講師として配置する。
支援教育地域支援 整備事業費	79,515 — (95,460)	府立支援学校のリーディングスタッフ（府立支援学校教員）が十分に活動できるよう非常勤講師の配置等を行う。 ○リーディングスタッフ 地域の小中学校等へ巡回相談等を実施
知的障がいのある生徒の 教育環境整備事業費	35,557 — (28,397)	知的障がいのある生徒の後期中等教育を充実するため、府立高等学校に設置した自立支援推進校及び共生推進校において、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する。また、府立なにわ高等支援学校を本校とする新たな共生推進教室の2019年度設置に向けて、府立高校2校に必要な施設整備を行う。 ○自立支援推進校 9校 （園芸、柴島、阿武野、西成、松原、枚方なぎさ、八尾翠翔、堺東、貝塚） ○共生推進校 8校 （枚岡樟風、千里青雲、芦間、久米田、北摂つばさ、信太、緑風冠、金剛） ※非常勤講師、学習サポーターを活用

事業名	H30財務部長内示額 H30知事復活要求額 (H29当初予算額)	摘要
特別支援教育指導費	千円 22,920 — (23,059)	府立支援学校における教育内容、教育環境の充実を図る。 ○医療的ケアの必要な児童・生徒のための宿泊学校行事への看護師の随伴<宿泊学校行事看護師付添費> ○各市町村就学指導委員会、府立支援学校入学対象者に対する就学指導<特別支援学校就学指導充実費> ○支援学校内において医療的ケアを教員が適切に実施するための法定研修 ○発達障がい等のある小・中学校の児童生徒に対する支援体制充実のための調査研究（3市）
交流及び共同学習 推進事業費	3,869 — (3,297)	府立支援学校と地域の小・中・高等学校の連携により、障がい者スポーツ及び芸術・文化を通じた交流及び共同学習の場をつくり、障がい者理解を促進する。
教育課程改善事業費	4,382 — (4,384)	府立支援学校モデル校2校において、児童生徒の障がい状態等に合わせた指導方法の改善・充実と、障がいのある児童生徒の自立と社会参加の推進をめざした教育課程への改編を目的に、小学部、中学部、高等部の連続した系統性のあるキャリア教育及び職業教育を充実させる。
高等学校支援教育力 充実事業費	7,269 — (8,419)	自立支援推進校等の中から支援教育サポート校に指定した4校が、障がいのある生徒の教科指導等のノウハウを当該地域の高等学校と共有、活用を図る。
障がいのある生徒の 高校生活支援事業費	112,747 — (113,495)	障がいのある生徒の個々の状況に即した学校生活や学習の支援を行うため、専門的な知識を持つ人材等を配置する。 ○エキスパート支援員（臨床心理士等）の配置 ○学習支援員・介助員の配置 ○看護師の配置
高等学校通級指導 整備事業費 《新規》	2,688 — (0)	通級指導教室を府立高校2校に設置し、発達障がい等のある生徒に対し、学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導を実施する。
通級指導担当教員等 専門性充実事業費 《新規》	3,208 — (0)	通級指導教室設置校の教員に対して、高校での自立活動に相当する指導に関する研修を実施し、支援教育力の充実を図る。
<子どもたちの豊かでたくましい人間性をはぐくみます>		
小中学校生徒指導体制 推進事業費	350,743 — (365,447)	生徒指導のノウハウを小中学校で共有することにより、中学校区での指導体制を整え、府内における生徒指導上の課題の減少を図る。 【1-7ページ主要事業4 参照】

事業名	H30財務部長内示額 H30知事復活要求額 (H29当初予算額)	摘要
被害者救済システム 運用事業費	千円 3,815 — (3,815)	民間相談窓口を開設し、電話による相談及び面接相談を実施するとともに、児童生徒及び保護者の意向に即した支援を行う。
課題を抱える生徒 フォローアップ事業費	19,770 — (22,943)	様々な課題を抱える生徒が在籍する学校において、課題を早期発見し、福祉、医療等の社会資源につなげることで、学校への定着を図り、中退者を減少させる。 【1-8ページ主要事業5 参照】
スクールカウンセラー 配置事業費	342,943 — (344,236)	いじめや不登校などへのきめ細かな対応を図るため、児童生徒の心のケアとモチベーションの回復や保護者等の悩みの相談等に効果的な役割を果たすスクールカウンセラー（臨床心理士）等を中学校に配置する。
スクールソーシャル ワーカー配置事業費	30,718 — (30,718)	学校と福祉をつなぐ専門家として、スクールソーシャルワーカー等を府内市町村に派遣し、子どもの生活環境に働きかけることにより問題行動等の未然防止、早期対応・解決を図る。
児童生徒支援 対策事業費	27,048 — (34,421)	生徒指導上の課題を総合的に捉えた支援対策として、24時間電話相談の実施、いじめの対応や不登校児童生徒に対する支援、命に関わる重篤な事象や学校だけでは対応が困難な事象に対する支援に取り組む。
道徳教育推進事業費	3,688 — (10,182)	教科化に向け多様で効果的な指導方法の研究に取り組む。 ○小学校7校、中学校7校を実践推進校に指定し、事例集を活用した多様で効果的な実践の推進 ○道徳教育推進教師連絡協議会の開催 ○道徳教育担当指導主事連絡協議会の開催
帰国渡日児童生徒放課後 学習支援事業費	3,947 — (2,320)	日本語指導が必要な児童生徒対象の放課後学習等を充実させることで、当該児童生徒の学力向上と学習意欲の向上を図る。
帰国渡日児童生徒受入体制 整備支援事業費	4,267 — (4,320)	渡日して間もない外国籍児童生徒等が、日常生活に必要な日本語を早期習得するとともに、授業において必要な日本語指導を受けられるよう、受入体制整備を充実させる。
日本語教育 学校支援事業費	7,653 — (9,332)	日本語指導が必要な外国籍生徒等が在籍する府立高等学校に対し、日本語・母語指導や生活適応指導等を行える教育サポーター等を派遣する。
あいさつ運動推進事業費 (大阪教育ゆめ基金活用)	5,000 — (5,000)	小中学校等において、愛さつOSAKAのロゴマークやのぼり等を活用したあいさつ運動を展開する。 また、府立学校の児童生徒が行うボランティアや地域活動等に必要物品等を支援するとともに、顕著な取組みを表彰する。
府立博物館管理運営費	274,373 — (276,695)	府立の博物館の管理運営を行う。 ○弥生文化博物館運営費 ○近つ飛鳥博物館及び近つ飛鳥風土記の丘運営費

事業名	H30財務部長内示額 H30知事復活要求額 (H29当初予算額)	摘要
文化財調査事務所運営費	千円 15,510 — (15,108)	文化財調査事務所等の管理運営等を行う。
指定文化財等保存事業費	24,662 — (24,655)	国及び府指定文化財の保存修理等に対する助成等を行う。 ○有形文化財保存修理費等補助金 ○文楽協会補助金
府立図書館運営費	821,779 — (805,182)	府立の図書館の管理運営等を行う。 ○中央図書館 資料収集、国際児童文学館の運営、設備改修、指定管理委託など ○中之島図書館 資料収集、ビジネス支援室の運営、耐震改修基本設計、指定管理委託など
社会教育施設運営費	68,069 — (77,724)	府立の社会教育施設の管理運営、設備改修等を行う。 ○少年自然の家運営費 ○少年自然の家施設設備改修事業費
<子どもたちの健やかな体をはぐくみます>		
子どもの体づくり サポート事業費 (大阪教育ゆめ基金活用)	3,190 — (4,272)	運動やスポーツをすることが「楽しい・好き」という子どもを増やし、幼少期から運動習慣を確立させ、体力向上をめざすとともに、教員の指導力向上を図る。 【1-6ページ主要事業3 参照】
スポーツ指導・ 体力向上支援推進費 (大阪教育ゆめ基金活用)	1,877 — (1,200)	子どもの体力向上の強化重点課題や推奨種目を定めるとともに、研究協議やイベント等の開催により、小学校の体づくりへの取組みを推進する。 ○オリンピックによるスポーツ教室（30年8月予定） ○ジャンプアップ大会（30年11月予定） ○駅伝大会（31年2月予定）
競技力向上対策 事業費補助金	19,216 — (19,216)	長期的・継続的な競技力の定着化を図り、本府スポーツのより一層の普及・振興を図る。 ○国体選手の強化事業助成等（41競技） ○一般競技の強化助成費（19競技）

事業名	H30財務部長内示額 H30知事復活要求額 (H29当初予算額)	摘要
学校給食実施費	千円 653,620 — (546,590)	府立支援学校、夜間定時制高等学校及び富田林中学校に学ぶ幼児児童生徒の心身の健全な発達に資するため、安全・安心な学校給食を実施する。 ○府立支援学校給食調理業務委託 箕面・八尾・和泉・吹田・富田林・茨木・佐野・泉南・豊中・北視覚 難波・摂津・交野・泉北高等・岸和田・枚方・西浦・守口・思齊 住之江・平野・生野・東住吉・東淀川・西淀川・光陽の各支援学校 堺・だいせん高等・中央の各聴覚支援学校（29校） ○給食センター委託事業 交野支援四條畷校（1校） ○デリバリー給食実施 夜間定時制高等学校5校 ○府立富田林中学校給食調理業務委託（1校） ○学校給食における安全性の確保 ・府立学校給食用老朽備品の更新 ・給食用食材の定期検査
<教員の力とやる気を高めます>		
教職員研修の充実	138,829 — (148,997)	教職員研修 <府教育センターで実施予定の研修> 総合研修 80講座 課題別研修 60講座 授業力向上研修 90講座 合 計 230講座 <各課で実施する研修> ・初任者研修 ・キャリアアップ支援研修
教職員採用選考費	26,783 — (32,132)	熱意ある優れた教員を確保するため、教員採用選考テストのPR活動に力を入れるとともに、教員採用選考の一層の工夫・改善に努める。 ○説明会・広報活動の充実等 ○教員志望者及び合格者を対象とした事業の実施 ・大阪教志セミナーの実施 ・合格者対象セミナー（プレナビ）の実施 ・教員チャレンジテストの実施（平成26年度～）
教職員資質向上方策 推進事業費	42,504 — (42,785)	改正教育公務員特例法に基づき、「指導が不適切である」教諭等への認定及び指導改善研修など具体的な対応を実施するとともに、地公法、地教法に基づき、教職員の意欲・資質能力の一層の向上と学校の活性化をめざして、教職員の評価・育成システムを実施する。

事業名	H30財務部長内示額 H30知事復活要求額 (H29当初予算額)	摘要
千円		
<学校の組織力の向上と開かれた学校づくりをすすめます>		
[教 職 員 定 数] (一 部 再 掲)	348,051,771 — (348,519,205)	1. 定数の状況 (人数は条例定数ベース(対前年比)) 小 学 校 (義務教育学校の前期課程を含む) 17,423人 (+134人) 中 学 校 (義務教育学校の後期課程を含む) 10,095人 (▲178人) 府立中学校 17人 (+3人) 高等学校 9,549人 (▲286人) 特別支援学校 5,522人 (▲66人) 計 42,606人 (▲393人) 2. 学級編制基準 小学校 (義務教育学校の前期課程を含む) 1～2年生35人、3～6年生40人 (支援学級 障がい種別ごとに8人) 中学校 (義務教育学校の後期課程を含む) 40人 (支援学級 障がい種別ごとに8人) 高等学校 40人 特別支援学校 ・幼稚部 6人 ・小・中学部 6人 ・高等部(本科) 8人 ・重複障がい学級 3人 ・訪問学級 3人
学 校 経 営 推 進 事 業 費	31,473 — (50,563)	学校経営を強化するため、予め指定した項目に関して、効果の見込まれる事業計画を提案する学校に支援を行う。
校 長 マ ネ ジ メ ン ト 推 進 事 業 費	206,804 — (227,800)	学校経営計画に示された中期的目標に基づき、校長・准校長がその権限と責任において学校経営を推進するため、校長・准校長のマネジメントに必要な予算措置を行う。
教 育 総 合 相 談 事 業 費	19,684 — (19,705)	教育センターにおいて、様々な悩みを持つ子どもや保護者等に対し、インターネット等の手法も活用し、効果的かつ効率的な相談を実施する。 ○専用電話相談の実施 ○24時間相談窓口の実施 ○教職員の悩みの相談の実施 ○対面相談の実施 ○カリキュラムNAV i ブラザの運営
府 立 学 校 教 育 I C T 化 推 進 事 業 費	938,618 — (903,953)	府立学校において教職員が総務事務等を行う情報基盤の継続的かつ安定的な運用を行うとともに、校務処理システムの継続的なメンテナンスを行うことで、校務の情報化・効率化を図る。

事業名	H30財務部長内示額 H30知事復活要求額 (H29当初予算額)	摘要
教育総合情報ネットワーク事業費	千円 94,175 — (89,143)	府立学校における情報通信ネットワークの基盤整備を行うことにより、ICT教育の活性化や児童生徒の情報活用能力の育成を図るとともに、インターネット等を活用した研修の実施など、教育センターにおける研修・研究機能の充実を図る。
学校情報ネットワーク事業費	606,913 — (696,923)	学校図書館を「学習情報センター」として情報通信機器を設置する(高等学校)とともに、児童生徒がインターネットで情報収集ができるよう校内や教育センターと各学校とのネットワーク網の運用を行う。
学校情報ネットワーク再構築事業費	57,143 — (160,801)	平成26～29年度に再構築した学校情報ネットワークについて、新システムでの安定的な運用を行う。
部活動指導員配置事業費 《新規》	16,842 — (0)	教員の時間外勤務を軽減することを目的に、部活動の指導や大会への引率を行う部活動指導員を府立学校にモデル的に配置する。 また、国の補助金事業を活用することにより、部活動指導員を中学校に配置する市町村に対して補助を行う。 【1-10ページ主要事業7 参照】
<安全で安心な学びの場をつくります>		
地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費補助金	11,764 — (11,764)	学校安全ボランティア(スクールガード)を活用した効果的な安全体制を整備し、地域との連携を重視した学校安全に関する取組みを行う市町村を支援する。
府立学校老朽化対策費	1,802,448 — (1,244,775)	老朽化した府立学校施設の改修を計画的に行い、良好な教育環境を提供する。 ○エレベータ改修工事 支援学校4校 ○昇降機安全対策費 高等学校31校32基 ○空調更新実施設計 など
学習環境改善事業費	2,565,166 — (881,877)	老朽化した高等学校の1系統のトイレの全面改修を行い、早期に学習環境の改善を図る。 ○改修工事計画 2017(平成29年度)～2019年度 ○改修対象校 107校

事業名	H30財務部長内示額 H30知事復活要求額 (H29当初予算額)	摘要
府立学校耐震性能向上・大規模改造事業費	千円 4,104,575 — (1,593,776)	耐震化が困難な校舎の改築、府立学校校舎の天井・照明器具等の非構造部材の耐震化対策を行う。 ○耐震大規模改造事業 耐震困難校舎の建替に伴う工事費・現校舎撤去費 ○非構造部材の耐震化対策 武道場の天井等の対策工事・設計
府立学校施設・設備改修費	1,108,635 — (757,943)	府立学校の施設・設備の改修や補修を行い、良好な教育環境の確保を図る。 ○福祉のまちづくり関連整備 ・エレベータ設置工事 ・スロープ、手すりの設置、障がい者用トイレの設置
高等学校教育環境改善事業費	493,806 — (564,576)	夏季休業期間を中心に府立高等学校において行われている多様な取り組みの教育効果を高めるとともに、さらなる教育環境の向上を図るため、普通教室等に導入した空調機により、快適な学習空間を提供する。 ○契約手法 一括業務委託方式 契約期間 29年度～30年度（当初15年度～28年度） ※設備更新準備として平成29年度から2年間の契約延長を行う。
府立学校維持管理費	5,014,630 — (5,155,441)	府立学校における維持管理運営経費 ○高等学校 136校（H29 138校） ○支援学校 44校・2分校
アスベスト対策事業費	20,184 — (140,908)	吹付アスベストが存在する府立高校について、生徒・教職員の安全を図るべく、校舎に使用されている吹付けアスベストの囲い込み等対策工事の再度実施に向けて、2018（平成30）年度は2019年度工事の実施設計を行う。
臨海スポーツセンター耐震等改修事業費	197,044 — (10,729)	府立臨海スポーツセンターにおいて各種改修工事を行う。 ○30年度 アイススケートリンク改修工事実施

事業名	H30財務部長内示額 H30知事復活要求額 (H29当初予算額)	摘要
千円		
<地域の教育コミュニティづくりと家庭教育を支援します>		
教育コミュニティづくり 推進事業費	65,466 — (67,182)	地域社会が一体となった教育コミュニティの取組みを一層進めるため、地域の実情に応じて市町村が行う学校・家庭・地域の連携協力による様々な取組み（学校支援活動・おおさか元気広場・家庭教育支援）を支援する。
<私立学校の振興を図ります>		
私立高等学校等振興助成費	36,065,462 — (36,343,409)	私立高等学校等の教育条件の維持向上、保護者負担の軽減及び経営の健全化を図るため経常費助成を行う。
私立高等学校等生徒 授業料支援補助金	19,234,557 — (19,545,363)	私立高等学校（通信制含む）及び私立専修学校高等課程に在学する生徒に係る修学上の経済的負担の軽減を図り、進路選択時に自由な学校選択の機会を提供するため、中間所得層までを対象に授業料支援補助を行う。 【主要事業8 参照】 【一人当たりの補助単価】
私立学校に関する事業であるため協議の対象外		
私立中学校等修学支援 実証事業費補助金	345,100 — (434,300)	<p>590万円未満 ⇒401,800円（保護者負担 0円） 800万円未満 ⇒261,200円（保護者負担200千円） 800万円未満（多子世帯） ⇒361,200円（保護者負担100千円） 910万円未満（多子世帯） ⇒261,200円（保護者負担200千円）</p> <p>年収400万円未満の世帯に属する私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関し、授業料負担の軽減を行いつつ、義務教育において私立学校を選択している理由や家庭の経済状況などについて、実態把握のための調査を行う。</p> <p>○交付年額 100,000円 対象者数 3,451人（見込み）</p>

事業名	H30財務部長内示額 H30知事復活要求額 (H29当初予算額)	摘要
私立幼稚園振興助成費	千円 12,495,839 49,046 (13,881,155)	教育条件の維持向上、保護者負担の軽減及び経営の健全化を図り、私立幼稚園の健全な発展に資するため、経常費助成を行うとともに、特別支援教育事業などに対し助成を行う。 【一人当たりの補助単価】※単価は仮単価 ○経常費助成（学校法人立） 一般助成 184,888円（H29 184,888円） 3歳児特別助成 13,500円（H29 13,500円） ○教育研究費助成（非学校法人立） 一般助成 55,400円（H29 55,400円） 3歳児特別助成 4,000円（H29 4,000円） ○私立幼稚園特別支援教育助成 総額 1,071,336千円 ○私立幼稚園預り保育助成事業
私立学校に関する事業であるため協議の対象外		
施設型給付費等負担金	5,731,398 — (4,539,626)	子ども・子育て支援新制度に規定する特定教育・保育施設に係る施設型給付費及び特定施設型給付費の支給に要する費用を負担する。 ○3～5歳児 1号認定 31,460人（見込み）
大阪府育英会助成費	783,396 — (980,922)	教育の機会均等を図るため、(公財)大阪府育英会が行う奨学金貸付事業等に対し助成を行う。 ○運営補助金 総額682,756千円
私立学校耐震化緊急対策事業費補助金	308,354 — (244,084)	私立学校での耐震化の早期実現化を図るため、補助事業を実施する。

教育庁 平成29年度一般会計補正予算案の概要

一般会計	第5号補正予算額	13億9,623万1千円
	※第6号補正予算額	▲87億9,651万2千円
	補正前予算額	5,332億1,901万4千円
	補正後予算額	5,258億1,873万3千円

※ 第6号補正予算額については、定例的な各種事業費の増減に係るもの。

第5号補正予算案の概要

〔 一 般 会 計 〕

上段 補正額
 中段 補正前予算額
 下段 補正後予算額

事業名	事業費	事業内容の説明
SNS活用相談体制 調査研究事業費	997万4千円 0 997万4千円	いじめなど様々な悩みを、SNSを通して幅広く受け止める相談体制の構築のための調査研究を行う。
府立支援学校老朽化対策費	13億8,625万7千円 0 13億8,625万7千円	老朽化した府立支援学校施設を計画的に改修を行い、安心、安全と教育環境の改善を図る。 ○外壁等改修工事 支援学校 4校 ○空調更新工事 支援学校 4校

○事件議決案（１件）

	件名	概要
1	大阪府公立高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸付金に関する債権放棄の件	<p>大阪府公立高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸付金の債務者に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて議決を求めるもの。</p> <p>件数：7件 金額：246,000円及び 当該貸付金に係る遅延損害金</p>

○条例案（５件）

	件名	概要
1	大阪府立学校条例一部改正の件	<p>1 府立学校の児童及び生徒の数の変動に伴う学級数の増減並びに国の定数改善等に伴い、府立学校の職員の定数を改正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校 14人 → 17人 ・高等学校 9,810人 → 9,525人 ・特別支援学校 5,573人 → 5,507人 <p>施行予定期日：平成30年4月1日</p> <p>2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく学校運営協議会を設置することに伴い、本条例に基づいて設置している学校協議会を廃止等する。</p> <p>施行予定期日：平成30年4月1日</p> <p>3 大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画に基づき、大阪府立和泉総合高等学校及び大阪府立成美高等学校の学科を改編する。</p> <p>施行予定期日：平成30年4月1日</p> <p>4 大阪府立大手前高等学校、大阪府立高津高等学校、大阪府立豊中高等学校、大阪府立茨木高等学校、大阪府立四條畷高等学校、大阪府立生野高等学校、大阪府立三国丘高等学校及び大阪府立岸和田高等学校において、全日制普通科の募集を停止し、文理学科のみの募集としたことに伴う所要の改正を行う。</p> <p>施行予定日：平成30年4月1日</p> <p>5 大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画に基づき、大阪府立柏原東高等学校及び大阪府立長野北高等学校を閉校する。</p> <p>施行予定期日：規則で定める日</p>

2	府費負担教職員定数条例一部改正の件	<p>政令市を除く市町村立学校の児童及び生徒の数の変動に伴う学級数の増減並びに国の定数改善等に伴い、府費負担教職員の定数を改正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校（義務教育学校の前期課程を含む。） 17,289人 → 17,480人 ・中学校（義務教育学校の後期課程を含む。） 10,273人 → 10,104人 ・高等学校 25人 → 24人 ・特別支援学校 15人 → 15人 <p>施行予定期日：平成30年4月1日</p>
3	大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正により、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等の事務について都道府県から指定都市及び中核市へ移譲されることに伴い、当該事務を指定都市及び中核市が処理することとしている規定を削除する。</p> <p>施行予定期日：平成30年4月1日 (福祉部と共管)</p>
4	大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件	<p>幼稚園教育要領等の改正に伴い、規定の整備（条項ずれ是正等）を行う。</p> <p>施行予定期日：平成30年4月1日ほか (福祉部と共管)</p>
5	大阪府文化財保護法に基づく事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件	<p>八尾市の中核市移行に伴い、文化財保護法に基づく事務の一部を同市が処理することとなるため、同市が処理することとなる事務について、規定の整備を行う。</p> <p>施行予定期日：平成30年4月1日</p>

大阪府条例第 号

大阪府立学校条例の一部を改正する条例

第一条 大阪府立学校条例（平成二十四年大阪府条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(学校経営計画) 第七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 校長は、学校経営計画を定めるに当たっては、あらかじめ地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十七条の六に規定する学校運営協議会（以下「学校運営協議会」という。）の意見を聴くものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(学校評価) 第十条 (略)</p> <p>2 校長は、学校評価の実施に当たっては、保護者等による学校運営に関する評価（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百四条第一項及び第百二十五条第一項において準用する同令第六十七条の評価をいう。）及び第十九条第二項の授業に関する評価を踏まえるとともに、学校運営協議会の意見を聴いて行うものとする。</p> <p>第十二条から第十五条まで 削除</p>	<p>(学校経営計画) 第七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 校長は、学校経営計画を定めるに当たっては、あらかじめ第十二条第一項に規定する学校協議会の意見を聴くものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(学校評価) 第十条 (略)</p> <p>2 校長は、学校評価の実施に当たっては、保護者等による学校運営に関する評価（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百四条第一項及び第百二十五条第一項において準用する同令第六十七条の評価をいう。）及び第十九条第二項の授業に関する評価を踏まえるとともに、第十二条第一項に規定する学校協議会の意見を聴いて行うものとする。</p> <p>(学校協議会) 第十二条 保護者等との連携協力、学校の運営への参加の促進及び保護者等の意向の反映のため、府立学校に、府立学校の運営に関する協議会（以下「学校協議会」という。）を置く。</p> <p>2 学校協議会の名称は、その置かれた府立学校の名称を冠するものとする。</p> <p>3 学校協議会の委員は、校長の意見を聴いた上で、保護者等及び委員会が必要と認める者について、委員会が任命する。</p> <p>4 学校協議会は、次に掲げる事項について協議を行い、校長に対して、意見を述べることができ。</p> <p>一 学校経営計画に関する事項</p> <p>二 学校評価に関する事項</p> <p>三 教員（教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師をいう。以下同じ。）の授業その他の教育活動に係る保護者からの意見の調査審議に関する事項</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、校長が必要と認める事項</p> <p>(報酬) 第十三条 委員の報酬の額は、月額八千三百円を超えない範囲内において、委員会が定める額と</p>

する。

2| 前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。

3| 委員のうち府の経済に属する常勤の職員である者に対しては、報酬を支給しない。

〔費用弁償〕

第十四条 委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額を超えない範囲内において、委員会が定める額とする。

2| 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。

3| 前二項の規定にかかわらず、委員のうち府の経済に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当額とする。

〔支給方法〕

第十五条 委員の報酬及び費用弁償の支給方法に関し、この条例に定めがない事項については、常勤の職員の例による。

（教員等の研究と修養）

第十八条 校長、教員、実習助手及び寄宿舎指導員は、教育活動の実施に当たり、保護者等のニーズを踏まえつつ、幼児、児童又は生徒にとって将来にわたって必要な力を育んでいけるよう、絶えず研究と修養に努めなければならない。

（校長の人事に関する意見の尊重）

第二十条 委員会は、職員の任免その他の進退について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十六条の規定により校長が申し出た意見を尊重しなければならない。

2 (略)

（指導が不適切な教員に対する措置）

第二十一条 校長は、教員の教育活動の状況及び第十二条第四項第三号の保護者からの意見の調査審議の結果を踏まえ、幼児、児童又は生徒に対する指導が不適切であると認める教員に対し指導を行うとともに、必要に応じ、委員会（以下「指導改善研修等」という。）を講ずることが出来る。

2・3 (略)

第二十二條 (略)

- 一 中学校 一四人
- 二 高等学校 九、八一〇人
- 三 特別支援学校 五、五七三人

（教員等の研究と修養）

第十八条 校長、教員（教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師をいう。以下同じ。）、実習助手及び寄宿舎指導員は、教育活動の実施に当たり、保護者等のニーズを踏まえつつ、幼児、児童又は生徒にとって将来にわたって必要な力を育んでいけるよう、絶えず研究と修養に努めなければならない。

（校長の人事に関する意見の尊重）

第二十条 委員会は、職員の任免その他の進退について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十六条の規定により校長が申し出た意見を尊重しなければならない。

2 (略)

（指導が不適切な教員に対する措置）

第二十一条 校長は、教員の授業その他の教育活動の状況及び当該教育活動に係る保護者からの意見についての学校運営協議会の意見を踏まえ、幼児、児童又は生徒に対する指導が不適切であると認める教員に対し指導を行うとともに、必要に応じ、委員会に対し、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十五条第一項に規定する指導改善研修その他の指導の改善を図るために必要な措置（以下「指導改善研修等」という。）を講ずることが出来る。

2・3 (略)

第二十二條 (略)

- 一 中学校 一七人
- 二 高等学校 九、五二五人
- 三 特別支援学校 五、五〇七人

別表第二(第三条関係)

名称	位置
大阪府立北淀高等学校	(略)
(略)	(略)
大阪府立清水谷高等学校	(略)
(略)	(略)
大阪府立桜塚高等学校	(略)
(略)	(略)
大阪府立春日丘高等学校	(略)
(略)	(略)
大阪府立島本高等学校	(略)
(略)	(略)
大阪府立八尾翠翔高等学校	(略)
(略)	(略)
大阪府立泉陽高等学校	(略)
(略)	(略)
大阪府立堺上高等学校	(略)
(略)	(略)
大阪府立和泉高等学校	(略)

別表第二(第三条関係)

名称	位置
大阪府立北淀高等学校	(略)
大阪府立大手前高等学校	大阪市中央区大手前二丁目
(略)	(略)
大阪府立清水谷高等学校	(略)
大阪府立高津高等学校	大阪市天王寺区餌差町
(略)	(略)
大阪府立豊中高等学校	豊中市上野西二丁目
大阪府立豊中高等学校能勢分校	豊能郡能勢町上田尻
大阪府立桜塚高等学校	(略)
(略)	(略)
大阪府立春日丘高等学校	(略)
大阪府立茨木高等学校	茨木市新庄町
(略)	(略)
大阪府立島本高等学校	(略)
大阪府立四條畷高等学校	四條畷市雁屋北町
(略)	(略)
大阪府立八尾翠翔高等学校	(略)
大阪府立生野高等学校	松原市新堂二丁目
(略)	(略)
大阪府立泉陽高等学校	(略)
大阪府立三国丘高等学校	堺市堺区南三国ヶ丘町二丁目
(略)	(略)
大阪府立堺上高等学校	(略)
大阪府立成美高等学校	堺市南区城山台四丁目
(略)	(略)
大阪府立和泉高等学校	(略)
大阪府立岸和田高等学校	岸和田市岸城町

備考 (略)	大阪府立長野高等学校	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)	大阪府立柏原東高等学校	(略)	(略)	柏原市大字高井田
	大阪府立長野高等学校	(略)	(略)	(略)
備考 (略)	大阪府立長野北高等学校	(略)	(略)	河内長野市木戸東町

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、規則で定める日から施行する。

大阪府条例第 号

府費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

府費負担教職員定数条例（昭和二十七年大阪府条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（府費負担教職員の定数） 第二条（略）</p> <p>一 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。） 一七、四八〇人</p> <p>二 中学校（義務教育学校の後期課程を含む。） 一〇、一〇四人</p> <p>三 高等学校 二四人</p> <p>四（略）</p>	<p>（府費負担教職員の定数） 第二条（略）</p> <p>一 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。） 一七、二八九人</p> <p>二 中学校（義務教育学校の後期課程を含む。） 一〇、二七三人</p> <p>三 高等学校 二五人</p> <p>四（略）</p>

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

大阪府条例第 号

大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成十二年大阪府条例第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(市町村が処理する事務の範囲等)</p> <p>第二条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。以下この条において「法」という。)第十九条第三項の規定による報告の受理に関する事務であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、高槻市、守口市、枚方市、八尾市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市及び四條畷市を除く。)、町(島本町及び忠岡町を除く。)、及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。</p> <p>2 法、児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号。以下この条において「令」という。)、及び大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大阪府条例第百三十三号)に基づく事務のうち、次に掲げる事務(第一号から第四号までに掲げる事務にあつては法第三十六条に規定する助産施設(以下この条において「助産施設」という。)、法第三十八条に規定する母子生活支援施設(以下この条において「母子生活支援施設」という。)、法第三十九条第一項に規定する保育所(以下この条において「保育所」という。))及び児童館に係るものに限る。第五号から第七号までに掲げる事務にあつては府以外の者の設置する助産施設、母子生活支援施設、保育所及び児童館に係るものに限る。第十一号から第十五号までに掲げる事務にあつては法第六条の三第九項から第十二項まで若しくは法第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設であつて法第三十五条第三項の規定による届出若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下この条において「認定こども園法」という。))第十六条の規定による届出をしていないもの又は法第三十四条の十五第二項若しくは第三十五条第四項の認可若しくは認定こども園法第五十八条第一項の規定を受けていないもの(法第五十八条第一項の規定により児童福祉施設(法第三十九条の二第二項に規定する幼保連携型認定こども園(以下この条において「幼保連携型認定こども園」という。))を除く。))若しくは法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第二十二條第一項の規定により幼保連携型認定こども園の</p>	<p>(市町村が処理する事務の範囲等)</p> <p>第二条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。以下この条において「法」という。)第十九条第三項の規定による報告の受理に関する事務であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、高槻市、守口市、枚方市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市及び四條畷市を除く。)、町(島本町及び忠岡町を除く。))及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。</p> <p>2 法、児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号。以下この条において「令」という。))及び大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大阪府条例第百三十三号)に基づく事務のうち、次に掲げる事務(第一号から第四号までに掲げる事務にあつては法第三十六条に規定する助産施設(以下この条において「助産施設」という。)、法第三十八条に規定する母子生活支援施設(以下この条において「母子生活支援施設」という。))、法第三十九条第一項に規定する保育所(以下この条において「保育所」という。))及び児童館に係るものに限る。第五号から第七号までに掲げる事務にあつては府以外の者の設置する助産施設、母子生活支援施設、保育所及び児童館に係るものに限る。第十一号から第十五号までに掲げる事務にあつては法第六条の三第九項から第十二項まで若しくは法第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設であつて法第三十五条第三項の規定による届出若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下この条において「認定こども園法」という。))第十六条の規定による届出をしていないもの又は法第三十四条の十五第二項若しくは第三十五条第四項の認可若しくは認定こども園法第五十八条第一項の規定を受けていないもの(法第五十八条第一項の規定により児童福祉施設(法第三十九条の二第二項に規定する幼保連携型認定こども園(以下この条において「幼保連携型認定こども園」という。))を除く。))若しくは法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第二十二條第一項の規定により幼保連携型認定こども園の</p>

認可を取り消されたものを含む。) (以下この条において「認可外保育施設」という。)に係るものに限る。)であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、大東市及び交野市を除く。)、町及び村の区域に係るもの(豊中市、高槻市、枚方市、八尾市及び東大阪市の区域にあつては児童館に係る事務に限り、富田林市、太子町及び千早赤阪村の区域にあつては保育所、児童館及び認可外保育施設に係る事務に限り、四條畷市の区域にあつては助産施設及び母子生活支援施設に係る事務に限り、摂津市の区域にあつては助産施設、母子生活支援施設及び認可外保育施設に係る事務に限る。)は、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

認可を取り消されたものを含む。) (以下この条において「認可外保育施設」という。)に係るものに限る。)であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、大東市及び交野市を除く。)、町及び村の区域に係るもの(豊中市、高槻市、枚方市及び東大阪市の区域にあつては児童館に係る事務に限り、富田林市、太子町及び千早赤阪村の区域にあつては保育所、児童館及び認可外保育施設に係る事務に限り、四條畷市の区域にあつては助産施設及び母子生活支援施設に係る事務に限り、摂津市の区域にあつては助産施設、母子生活支援施設及び認可外保育施設に係る事務に限る。)は、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

第三条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号。以下この条において「法」という。)、身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号。以下この条において「政令」という。)、身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号。以下この条において「省令」という。)及び法の施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市及び東大阪市を除く。)、町及び村の区域に係るもの、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

第三条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号。以下この条において「法」という。)、身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号。以下この条において「政令」という。)、身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号。以下この条において「省令」という。)及び法の施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市及び東大阪市を除く。)、町及び村の区域に係るもの、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

2 法及び政令に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市及び東大阪市を除く。)、町及び村の区域に係るもの(岸和田市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、茨木市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、忠岡町及び千早赤阪村の区域にあつては老人福祉法(昭和三十八年法律第三百三十三号)第二十條の七に規定する老人福祉センター(以下この条において「老人福祉センター」という。)に係る事務に限り、島本町、豊能町、能勢町、熊取町、田尻町、岬町、太子町及び河南町の区域にあつては老人福祉センター及び法第二条第三項第十一号に規定する隣保事業に係る事務に限る。)は、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

2 法及び政令に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市及び東大阪市を除く。)、町及び村の区域に係るもの(岸和田市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、茨木市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、忠岡町及び千早赤阪村の区域にあつては老人福祉法(昭和三十八年法律第三百三十三号)第二十條の七に規定する老人福祉センター(以下この条において「老人福祉センター」という。)に係る事務に限り、島本町、豊能町、能勢町、熊取町、田尻町、岬町、太子町及び河南町の区域にあつては老人福祉センター及び法第二条第三項第十一号に規定する隣保事業に係る事務に限る。)は、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

第五条 (略)

第五条 (略)

2 法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市及び東大阪市を除く。)、町及び村の区域に係るもの(岸和田市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、茨木市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、忠岡町及び千早赤阪村の区域にあつては老人福祉法(昭和三十八年法律第三百三十三号)第二十條の七に規定する老人福祉センター(以下この条において「老人福祉センター」という。)に係る事務に限り、島本町、豊能町、能勢町、熊取町、田尻町、岬町、太子町及び河南町の区域にあつては老人福祉センター及び法第二条第三項第十一号に規定する隣保事業に係る事務に限る。)は、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

2 法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市及び東大阪市を除く。)、町及び村の区域に係るもの(岸和田市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、茨木市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、忠岡町及び千早赤阪村の区域にあつては老人福祉法(昭和三十八年法律第三百三十三号)第二十條の七に規定する老人福祉センター(以下この条において「老人福祉センター」という。)に係る事務に限り、島本町、豊能町、能勢町、熊取町、田尻町、岬町、太子町及び河南町の区域にあつては老人福祉センター及び法第二条第三項第十一号に規定する隣保事業に係る事務に限る。)は、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

第六条 老人福祉法（以下この条において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、守口市、枚方市、八尾市、大東市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市及び交野市を除く。）、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

一一九（略）

2 法並びに大阪府特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百十四号）及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務（法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム（定員二十九人以下のものに限る。）に係る事務に限る。）であつて、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、門真市、東大阪市、四條畷市及び交野市を除く。）、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

一一八（略）

3 法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市及び交野市を除く。）、町及び村の区域に係るもの（大東市の区域にあつては、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十一項に規定する地域密着型特定施設である施設に係る事務に限る。）は、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

一一三（略）

四 法第二十九条第九項の規定による報告の受理に関する事務

五 法第二十九条第十項の規定による公表に関する事務

六 法第二十九条第十一項の報告の徴収並びに同項の規定による質問及び立入検査に関する事務

七 法第二十九条第十三項の規定による命令に関する事務

八 法第二十九条第十四項の規定による命令に関する事務

九 法第二十九条第十五項の規定による公示に関する事務

十 法第二十九条第十六項の規定による通知に関する事務

十一 法第二十九条第十七項の援助に関する事務

第七条 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号。以下この条において「法」という。）、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第百二十四号。以下この条において「令」という。）、児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（平成十四年政令第百二十七号。以下この条において「改正政令」

第六条 老人福祉法（以下この条において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、守口市、枚方市、大東市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市及び交野市を除く。）、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

一一九（略）

2 法並びに大阪府特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百十四号）及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務（法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム（定員二十九人以下のものに限る。）に係る事務に限る。）であつて、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、門真市、東大阪市、四條畷市及び交野市を除く。）、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

一一八（略）

3 法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市及び交野市を除く。）、町及び村の区域に係るもの（大東市の区域にあつては、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十一項に規定する地域密着型特定施設である施設に係る事務に限る。）は、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

一一三（略）

四 法第二十九条第九項の報告の徴収並びに同項の規定による質問及び立入検査に関する事務

五 法第二十九条第十一項の規定による命令に関する事務

六 法第二十九条第十二項の規定による公示に関する事務

第七条 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号。以下この条において「法」という。）、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第百二十四号。以下この条において「令」という。）、児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（平成十四年政令第百二十七号。以下この条において「改正政令」

という。)及び法の施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市及び東大阪市を除く。)、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

一―六 (略)

2 法第十三条第一項及び第三項、法第三十一条の六第一項及び第三項、法第三十二条第一項及び第二項並びに法附則第三条第一項及び第六条第一項の規定による資金の貸付けに係る相談及び指導(当該貸付けの申請前に行うものに限る。)に関する事務であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市及び東大阪市を除く。)及び島本町の区域に係るものは、それぞれ当該市又は町が処理することとする。

第九条 介護保険法(以下この条において「法」という。)並びに大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大阪府条例第百十五号)及びその施行に関する事項を定めた規則、大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成二十四年大阪府条例第百十六号)及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務(第一号及び第二号に掲げる事務にあつては介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護医療院サービス及び介護療養施設サービス並びに介護老人保健施設及び介護医療院により行われる通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーション、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護並びに介護型医療施設により行われる短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に係るものを除く。)であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、高槻市、守口市、枚方市、八尾市、大東市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市及び交野市を除く。)、町(島本町を除く。)及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

という。)及び法の施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市及び東大阪市を除く。)、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

一―六 (略)

2 法第十三条第一項及び第三項、法第三十一条の六第一項及び第三項、法第三十二条第一項及び第二項並びに法附則第三条第一項及び第六条第一項の規定による資金の貸付けに係る相談及び指導(当該貸付けの申請前に行うものに限る。)に関する事務であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市及び東大阪市を除く。)及び島本町の区域に係るものは、それぞれ当該市又は町が処理することとする。

第九条 介護保険法(以下この条において「法」という。)並びに大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大阪府条例第百十五号)及びその施行に関する事項を定めた規則、大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成二十四年大阪府条例第百十六号)及びその施行に関する事項を定めた規則、大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成二十七年大阪府条例第百二十六号)及びその施行に関する事項を定めた規則、大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成二十六年大阪府条例第百三十六号)に基づく事務のうち、次に掲げる事務(第一号及び第二号に掲げる事務にあつては介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービス並びに介護老人保健施設により行われる通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護並びに介護療養型医療施設により行われる短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に係るものを除き、第二号、第五号、第九号、第十一号から第二十号まで及び第三十二号から第四十一号までに掲げる事務にあつては介護老人保健施設により行われ

一―三 (略)

四・五 (略)

六 法第七十条第七項(法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定による通知に関する事務

七 法第七十条第八項(法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取に関する事務

八 法第七十条第九項(法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定による条件の付加に関する事務

九 法第七十条第十項(法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。)の協議に関する事務

十 法第七十条第十一項(法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定による条件の付加に関する事務

十一―二十二 (略)

二十三 法第七十条の二第四項(法第七十条の二第四項において読み替えて準用する法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定による通知に関する事務

二十四 法第七十条の二第五項(法第七十条の二第四項において読み替えて準用する法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取に関する事務

二十五 法第七十条の二第六項(法第七十条の二第四項において読み替えて準用する法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定による条件の付加に関する事務

る通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護並びに介護療養型医療施設により行われる短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に係るものを除く。)であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、高槻市、守口市、枚方市、大東市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市及び交野市を除く。)、町(島本町を除く。)、及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

一―三 (略)

四 法第四十六条第一項の規定による指定に関する事務

五・六 (略)

七 法第七十条第七項(法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。)の協議に関する事務

八 法第七十条第八項(法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定による条件の付加に関する事務

九―二十 (略)

二十一 法第七十九条の二第一項の指定の更新に関する事務

二十二 法第八十二条第一項の規定による届出の受理に関する事務

二十三 法第八十二条第二項の規定による届出の受理に関する事務

二十四 法第八十二条の二第一項の連絡調整及び援助に関する事務

二十五 法第八十三条第一項の規定による命令、同項の出頭の要求並びに同項の規定による質問及び立入検査に関する事務

二十六 法第八十三条の二第一項の規定による勧告に関する事務

二十七 法第八十三条の二第二項の規定による公表に関する事務

二十八 法第八十三条の二第三項の規定による命令に関する事務

二十九 法第八十三条の二第四項の規定による公示に関する事務

三十 法第八十四条第一項の規定による指定の取消し及び指定の効力の停止に関する事務

三十一 法第八十五条の規定による公示に関する事務

二十六―三十五 (略)

第十条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下この条において「法」という。)並びに大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大阪府条例第百七号)及びその施行に関する事項を定めた規則、大阪府指定障害者支援施設の指定並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大阪府条例第百八号)及びその施行に関する事項を定めた規則並びに大阪府障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大阪府条例第百十号)及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市(大阪府、堺市、豊中市、高槻市、守口市、枚方市、八尾市、大東市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市及び交野市を除く。)、町(島本町を除く。)及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

一 法第十一条第一項の規定による命令及び質問に関する事務(法第五条第一項に規定する障害福祉サービス及び同条第十八項に規定する計画相談支援に係るものに限る。)

二 法第十一条第二項の規定による命令及び質問に関する事務(法第五条第一項に規定する障害福祉サービス及び同条第十八項に規定する計画相談支援に係るものに限る。)

三―二十三 (略)

第十一条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下この条において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務(第四号及び第七号に掲げる事務にあつては、府以外の者の設置する法第二条第六項に規定する認定こども園に係るものに限る。次項第一号及び第三項第一号において同じ。)であつて、大阪府及び堺市の区域に係るものは、当該市が処理することとする。

一 法第三条第七項の規定による協議に関する事務

二 法第三条第十項の申請書の写しの受理に関する事務

三 法第三条第十二項の書類の受理に関する事務

四 (略)

五 法第二十九条第二項の書類の写しの受理に関する事務

六 法第二十九条第三項の書類の受理に関する事務

七 法第二十九条第四項の周知に関する事務

八 法第三十条第二項の書類の写しの受理に関する事務

する事務

三十二―四十一 (略)

第十条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下この条において「法」という。)並びに大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大阪府条例第百七号)及びその施行に関する事項を定めた規則、大阪府指定障害者支援施設の指定並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大阪府条例第百八号)及びその施行に関する事項を定めた規則並びに大阪府障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大阪府条例第百十号)及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市(大阪府、堺市、豊中市、高槻市、守口市、枚方市、大東市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市及び交野市を除く。)、町(島本町を除く。)及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

一 法第十一条第一項の規定による命令及び質問に関する事務(法第五条第一項に規定する障害福祉サービス及び同条第十六項に規定する計画相談支援に係るものに限る。)

二 法第十一条第二項の規定による命令及び質問に関する事務(法第五条第一項に規定する障害福祉サービス及び同条第十六項に規定する計画相談支援に係るものに限る。)

三―二十三 (略)

第十一条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下この条において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務(第四号及び第六号に掲げる事務にあつては、府以外の者の設置する法第二条第六項に規定する認定こども園に係るものに限る。次項及び第三項第一号において同じ。)であつて、大阪府及び堺市の区域に係るものは、当該市が処理することとする。

一 法第三条第一項の認定に関する事務

二 法第三条第三項の認定に関する事務

三 法第七条第一項の規定による認定の取消しに関する事務

四 (略)

五 法第二十九条第一項の規定による届出の受理に関する事務

六 法第二十九条第二項の周知に関する事務

七 法第三十条第一項の規定による報告の受理に関する事務

八 法第三十条第二項の規定による報告の徴収に関する事務

<p>2 法及び大阪府認定ことも園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例（平成十八年大阪府条例第八十八号。次項において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、高槻市の区域に係るものは、高槻市が処理することとする。</p> <p>一 前項第四号から第八号までに掲げる事務</p> <p>二 法第三条第一項の認定に関する事務</p> <p>三 法第三条第三項の認定に関する事務</p> <p>四 法第七条第一項の規定による認定の取消しに関する事務</p> <p>五 法第二十九条第一項の規定による届出の受理に関する事務</p> <p>六 法第三十条第一項の規定による報告の受理に関する事務</p> <p>七 法第三十条第三項の規定による報告の徴収に関する事務</p> <p>3 (略)</p> <p>一 第一項第四号及び第七号に掲げる事務</p> <p>二 前項第二号から第七号までに掲げる事務</p> <p>三十一 (略)</p> <p>第十二条 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号。以下この条において「令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市及び東大阪市を除く。）、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>第十三条 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第三百三十五号。以下この条において「令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市及び東大阪市を除く。）、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。</p>	<p>2 法及び大阪府認定ことも園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例（平成十八年大阪府条例第八十八号。次項において「条例」という。）に基づく事務のうち、前項各号に掲げる事務であつて、高槻市の区域に係るものは、高槻市が処理することとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>一 第一項各号に掲げる事務</p> <p>三十一 (略)</p> <p>第十二条 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号。以下この条において「令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市及び東大阪市を除く。）、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>第十三条 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第三百三十五号。以下この条において「令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市及び東大阪市を除く。）、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。</p>
---	---

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

大阪府条例第 号

大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準

を定める条例の一部を改正する条例

第一条 大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例（平成十八年大阪府条例第八十八号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>8 当分の間、第三十二条第三項の表備考1に規定する者については、小学校教諭又は養護教諭をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭又は養護教諭は同表備考1に規定する者を補助する者として従事する場合を除き、幼保連携型認定こども園において教育課程に基づく教育に従事してはならない。</p>	<p>附則</p> <p>8 当分の間、第三十二条第三項の表備考1に規定する者については、小学校教諭又は養護教諭をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭又は保育教諭は同表備考1に規定する者を補助する者として従事する場合を除き、幼保連携型認定こども園において教育課程に基づく教育に従事してはならない。</p>

第二条 大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(認定要件) 第三条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ 幼稚園教育要領(平成二十九年文部科学省告示第六十二号)に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園</p> <p>ロ (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(教育及び保育の計画) 第十五条 認定こども園は、法第六条に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成内閣府二十九年文部科学省告示第一号)を踏まえると厚生労働省とともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針(平成二十九年厚生労働省告示第百十七号)に基づき、並びに子どもの一日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮し、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を有する教育及び保育に関する全体的な計画を作成しなければならない。</p>	<p>(認定要件) 第三条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ 幼稚園教育要領(平成二十年文部科学省告示第二十六号)に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園</p> <p>ロ (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(教育及び保育の計画) 第十五条 認定こども園は、法第六条に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成内閣府二十六年文部科学省告示第一号)を踏まえると厚生労働省とともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針(平成二十年厚生労働省告示第百四十一号)に基づき、並びに子どもの一日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮し、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を有する教育及び保育に関する全体的な計画を作成しなければならない。</p>

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

大阪府条例第 号

大阪府文化財保護法に基づく事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

大阪府文化財保護法に基づく事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成十二年大阪府条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(市町村が処理する事務の範囲等) 第二条 (略) 一―三 (略) 四 法第五十三条第一項及び第三項の規定による公開の許可(公開に係る重要文化財が府の区域内に存するもののみである場合(大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市又は東大阪市の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該市の区域内に存するもののみである場合を除く。)に限る。)に係る通知に関する事務 五 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令(大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市又は東大阪市の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該市の区域内に存するもののみである場合を除く。)に係る通知に関する事務 六―十二 (略) 2 法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて豊中市、高槻市、枚方市、八尾市及び東大阪市の区域内に係るものは、当該市が処理することとする。 一―七 (略) 3 法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市及び東大阪市を除く。以下この項において同じ。)の区域内に係るものは、それぞれ当該市が処理することとする。 一―五 (略) 4・5 (略)</p>	<p>(市町村が処理する事務の範囲等) 第二条 (略) 一―三 (略) 四 法第五十三条第一項及び第三項の規定による公開の許可(公開に係る重要文化財が府の区域内に存するもののみである場合(大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市又は東大阪市の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該市の区域内に存するもののみである場合を除く。)に限る。)に係る通知に関する事務 五 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令(大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市又は東大阪市の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該市の区域内に存するもののみである場合を除く。)に係る通知に関する事務 六―十二 (略) 2 法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて豊中市、高槻市、枚方市及び東大阪市の区域内に係るものは、当該市が処理することとする。 一―七 (略) 3 法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市及び東大阪市を除く。以下この項において同じ。)の区域内に係るものは、それぞれ当該市が処理することとする。 一―五 (略) 4・5 (略)</p>

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。